

■ 苫小牧市からのお知らせ ■

空家等対策の推進に関する特別措置法について

全国的に「空き家」を原因とする様々な問題が発生していることから、その対策に取り組む必要性を踏まえて、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年 11 月 27 日公布）が平成 27 年 5 月 26 日に施行されました。

この法律には、所有者や管理者のみなさんが空き家などの適正な管理に努めることや、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に対しては、行政措置を行うことができることなどが定められています。

また、特定空家等に認定され、助言又は指導された上で勧告を受けると、固定資産税が上がる可能性があります。

苫小牧市では、この法律を運用し、空き家の実態把握などに努め、総合的な対策に取り組めます。

空き家等の適切な管理について（お願い）

～ 皆さんの大切な財産が泣いていませんか？ ～

最近、“空き家”状態のまま放置されるケースが目立ち、隣家住人や地域周辺に環境被害などが発生しています。

“空き家”を放置し廃屋化してしまうと風雨などにより屋根や壁などの部材が飛散し、周辺地域の生活環境を脅かすことになり、思わぬ事故に繋がりがかねません。

家は 1 年、放置すると傷んで住めなくなってしまう。介護が必要になる前に、庭木や敷地も含めて適切な管理をお願いします。

なお、建物の管理不全に起因して、第三者に対し危害、損害を与えた場合は、所有者等に対し、損害賠償などの請求行為に発展する可能性がありますので、ご注意ください。

「現在、空き家になっている。」「今後、空き家になる予定。」でお困りのことがございましたら、下記連絡先まで、お気軽にご相談下さい。



大切な財産を所有もしくは管理されている皆さんの手で適切な管理をお願いいたします。

- * 戸建住宅、アパート、店舗
- * 倉庫、物置、樹木など

市民生活部市民生活課

TEL 0144-32-6303 fax 0144-32-4322

Email: siminseikatu@city.tomakomai.hokkaido.jp